

ストレスチェック

ストレスチェック制度とは

ストレスチェック制度は、厚生労働省により平成26年6月25日に交付された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。（平成27年12月1日施行）

ストレスチェックとは

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。
労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から、毎年一回この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられました。

* 契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。
* 従業員数50人未満の事業所の場合、当分の間努力義務となります。

高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面談指導を行うことが事業者の義務になります。事業者は、面談指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

* 実施方法

事前に問診をお渡しして、健康診断と併せて実施

（健康診断と併せて実施することにより、受診者、事業者双方の負担を軽くすることができます）

* 内容

57問の問診に答えていただきます。

* ストレスチェック費用（当院のドック、健診を利用している企業様のオプションになります）

57問のストレスチェック 550円

* アフターフォロー（高ストレスと判定された方のフォローアップも対応いたします）

来院 18,700円

* その他につきましてはご相談下さい。

* ご不明な点、わからない事などございましたらお気軽にお問合せください